

H24 年度 海外制度調査

マレーシアにおける人材紹介（斡旋）業および
人材派遣（労務派遣）業に関する調査報告書

2012 年 10 月

独立行政法人 日本貿易振興機構 クアラルンプール事務所

本報告書は、マレーシアにおける人材紹介（斡旋）業、人材派遣（労務派遣）業に関連する情報、外資規制、事業に必要なライセンスと許認可、当該事業における外国資本家が利用可能なインセンティブ等、日本人、日系企業の投資家向けガイドとして役立つ情報を収集することを目的としています。

本報告書は、英語および日本語で作成しております。しかしながら、収集した書類やウェブサイトからの情報には、マレー語のみの情報があり、これらについては、最善を尽くし英語および日本語に翻訳してありますが、原本であるマレー語の書類・ウェブサイトも併せて参照されることをお勧めします。

本報告書で収集した情報の内容や提供した関連文書の正確性と完全性について、明確にまた暗に言明や保証をするものではありません。

本報告書が網羅する事項に関して読者の皆様が行動を起こされる際には、事前に専門家の助言を得られることをお勧めします。

目次

SECTION 1:	はじめに.....	1
1.1	人材紹介（斡旋）業.....	1
1.2	一時的な人材派遣（労務派遣）（Temporary Staff Placement）.....	2
SECTION 2:	人材紹介エージェンシー（PEA）ライセンス.....	3
2.1	株主資本、払込資本金、取締役の要件.....	3
2.2	エージェンシーの社名.....	3
2.3	その他の要件.....	4
	2.3.1 適切な事業所の所在地・施設.....	4
	2.3.2 株主と取締役会.....	4
2.4	PEA の申請.....	4
	2.4.1 申請フォーム.....	5
	2.4.2 必要書類.....	5
2.5	マレーシア人の求職者を海外に斡旋するための「Endorsan Approval」の申請.....	8
2.6	ライセンス料、保証金、紹介手数料.....	8
	2.6.1 ライセンス料.....	8
	2.6.2 保証金.....	8
	2.6.3 紹介手数料.....	9
2.7	PEA ライセンスおよび「Endorsan Approval」の有効期限と掲示.....	9
2.8	PEA ライセンスおよび「Endorsan Approval」の更新.....	10
2.9	事業所の査察.....	11
2.10	認可取得後の義務.....	11
	2.10.1 月次報告書.....	11
	2.10.2 PEA の社名、住所、資本構成、取締役、保証人の変更.....	12
SECTION 3:	人材紹介エージェンシー（PEA）による求人広告に関するガイドライン.....	13
SECTION 4:	人材紹介エージェンシー（PEA）閉鎖に関するガイドライン.....	14
SECTION 5:	人材紹介エージェンシー（PEA）事業に必要なその他のライセンスおよび許認可.....	15
5.1	サービス税ライセンス.....	15
5.3	雇用パスの認可.....	16
5.4	PEA の被雇用者の資格要件.....	17
5.5	外国資本参入に対する優遇措置.....	17
SECTION 6:	人材紹介会社・人材派遣会社のリスト.....	18
6.1	PEA ライセンス取得者リスト.....	18
6.2	「Endorsan Approval」をもつ PEA ライセンス取得者リスト.....	18
SECTION 7:	所轄官庁、業界団体、協会等の問い合わせ先.....	19

SECTION 1: はじめに

1.1 人材紹介（斡旋）業

「人材紹介（斡旋）業」とは、求人者である雇用主と求職者の間に立って仲介を行う事業である。

マレーシアにおける「人材紹介（斡旋）業」は、1981年人材紹介エージェンシー法（Private Employment Agency Act 1981 : PEAA 1981）により規制されている。

PEAA 1981

http://jtksm.mohr.gov.my/images/pdf/akta/private_employment_agencies_1981_bi.pdf

PEAA 1981 において「人材紹介エージェンシー（Private Employment Agency : PEA）」を以下のように定義している。

- (a) 営利を目的として業務を行う人材紹介エージェンシーである。つまり、仲介者として、労働者 ("worker") に就職先を紹介し、または、雇用主のため労働力を供給し、直接または間接に雇用主または労働者から金銭的な、または実質的な益を得る、個人、会社、機関、エージェンシー、その他の組織のことである。これは雇用主と求職者の仲介のみを目的とした、または主たる目的としていない新聞、その他の出版物を含まない。
- (b) 営利を目的としない人材紹介エージェンシーである。業務を行うことにより、金銭的な、またはその他の益を得ることを目的としてはいないものの、雇用主、労働者のいずれかより、課金、入会金、定期的な拠出を求める、または、その他の請求を行う、会社、機関、エージェント、その他の組織のことである。

基本的に PEA とは、その業務により利益を得る、得ないにかかわらず、雇用主と求職者の仲介者として、人材紹介サービスを行う者のことである。

マレーシアで人材紹介エージェンシーの事業を行うには、人的資源省（Ministry of Human Resource : MOHR）が発行する PEA ライセンスの取得が必要である。

PEAA 1981 の目的は、マレーシアにおける PEA の活動を規制・監理し、マレーシアまたは海外でのマレーシア人の求職者を保護することである。これは、民間セクターに効率的な雇用サービスを提供するという政府の方針に沿うものである。

PEA ライセンス取得者の事業活動は、国内外の会社からの求人にもマレーシア人の求職者を斡旋することに限定されており、外国人の斡旋を行うことは認められていない。

「非熟練」レベルの外国人労働者の雇用については、内務省（Ministry of Home Affairs : MOHA）からライセンスを取得した人材派遣会社（Licensed Outsourcing

Companies : LOC) ¹のみが行うことができる。2012年10月現在、LOCの新規ライセンスの認可は凍結されている。

1.2 一時的な人材派遣（労務派遣）（Temporary Staff Placement）

PEAA 1981において「雇用主に労働者を供給する」事業は、PEAのライセンスが必要とされている。

しかしながら、MOHRによれば、雇用主が自身の被雇用者を一時的に顧客の事業所で就労させる人材派遣については、PEAA 1981によるライセンスは不要としている。

外国人労働者の一時的な人材派遣については、上述のとおり（「1.1 人材紹介（斡旋）業」参照）、LOCのみが行うことができる。

¹ LOCには、一定の外国人労働者人数が割り当てられている。LOCは、外国人労働者の雇用を認可された会社に斡旋を行う。

SECTION 2: 人材紹介エージェンシー (PEA) ライセンス

上述セクション 1 のとおり、マレーシアで人材紹介エージェンシーの事業を行うには、人的資源省 (Ministry of Human Resource : MOHR) が発行する人材紹介エージェンシー (Private Employment Agency : PEA) ライセンスの取得が必要である。

PEA ライセンスに関する要件、規制、ガイドラインは、以下のとおりである。

2.1 株主資本、払込資本金、取締役の要件

PEA ライセンス申請者は、マレーシアにおける 1965 年会社法 (Companies Act 1965) に基づく会社を設立し、申請する。

PEAA 第 9 条(c)では、PEA ライセンス取得者の株主資本は、過半がマレーシア人でなければならないとしている。MOHR 半島マレーシア労働力局 (Manpower Department) 本局の PEA ライセンス課担当官によれば、マレーシア資本過半とは 51%以上を意味し、外国資本は 49%までに限るとのことである。

PEA には、ブミプトラ資本 (マレー系現地資本) の要件は課されない。

PEAの外国株主が法人の場合、これを代表しPEAの取締役となる者は、親会社の取締役でなければならない。

PEAの最低払込資本金は下記のとおりである。

(i) 5 万リンギ

(ii) しかしながら、「Agensi Pekerjaan」を PEA の社名に含まない場合、最低払込資本金は 50 万リンギである。(「2.2 エージェンシーの社名」参照)

さらに、会社がキーポスト (取締役など重要な役職) で駐在員の雇用パスを必要とする場合、入国管理局は、最低外資払込額 50 万リンギを要件としている。(「5.3 雇用パスの認可」参照)

2.2 エージェンシーの社名

人材紹介エージェンシーを行う会社の社名は、マレー語で人材紹介エージェンシーの意味である「Agensi Pekerjaan」を入れ、「Agensi Pekerjaan xxxxxxxxxxxx Sdn Bhd」としなければならない。

申請者が「Agensi Pekerjaan」を社名から省く場合には、労働力局から免除レターを取得しなければならない。

免除レター取得の申請は、所定のフォームを使用して行う。所定のフォームは、下記ウェブサイトからダウンロードできる。

http://jtksm.mohr.gov.my/images/pdf/aps/akuan_pengecualian.pdf

免除申請は PEA ライセンス取得申請と併せて提出する。免除認可は、申請時に払込資本金が 50 万リンギ以上である場合のみ考慮される。

2.3 その他の要件

2.3.1 適切な事業所の所在地・施設

PEAA 1981 第9条(e) では、PEA 事業は適切な場所で行うこととしている。

労働力局は一般に、同じ地域に多くの PEA が所在することは認めていないようである。これは、新規 PEA の参入により、その地域で既に事業を行っている PEA 取得者に不利益にならないようにするためである。

所在地に加えて、事業所の施設は、査察を行う労働力局が適切と認める施設でなければならない。通常、一般的なオフィスの施設であれば適切と見なされる。

2.3.2 株主と取締役会

会社の株主と取締役は、以下の要件を満たさなければならない。

- (i) 株主・取締役は、品行方正な人物であること。
- (ii) 株主・取締役は、破産者ではないこと。
- (iii) 株主・取締役は、有罪が確定し、1年を超える禁固刑、または2,000リンギを超える罰金刑の判決を受けていないこと。
- (iv) 株主・取締役は、申請受理時に21才未満ではないこと。
- (v) 取締役会の構成は、会社の資本構成を反映していること。
- (vi) 外国株主が法人の場合、これを代表して PEA の取締役となる者は、親会社の取締役でもあること。

2.4 PEA の申請

この申請に関連する全てのウェブサイトはマレー語のみで表記されている。

申請ガイドラインの詳細

http://jtksm.mohr.gov.my/images/pdf/aps/panduan_perlesenan.pdf

申請チェックリスト

http://jtksm.mohr.gov.my/images/pdf/download/aps/permohonan_lesen_untuk_me_njalankan_urusan_aps/senarai_mohon_lesen_aps.pdf

2.4.1 申請フォーム

申請には、各種フォームを提出する。フォームは下記ウェブサイトよりダウンロードできる。

(i) フォーム 1

http://jtksm.mohr.gov.my/images/pdf/download/aps/permohonanlesen_untuk_menjalankan_urusan_aps/borang1.pdf

(ii) フォーム - 会社の詳細

http://jtksm.mohr.gov.my/images/pdf/download/aps/permohonanlesen_untuk_menjalankan_urusan_aps/buka_syarikat.pdf

(iii) 宣誓書書式

http://jtksm.mohr.gov.my/images/pdf/download/aps/permohonanlesen_untuk_menjalankan_urusan_aps/surat_akuan.pdf

2.4.2 必要書類

申請は、各種申請フォームと併せて下記の書類を提出する。

a. 会社の情報・書類

- (i) CCM が認証した会社設立登記書（フォーム 9）、社名変更の登記書（フォーム 13（該当する場合のみ））
- (ii) CCM が認証した会社定款（Memorandum & Article of Association : M&A）
- (iii) CCM が認証した払込資本が記載されている直近のフォーム 24（会社の払込資本金および取締役・株主が保有する株式の詳細）
- (iv) CCM が認証した直近のフォーム 49（取締役、マネージャー、会社秘書役の詳細）
- (v) 取締役、保証人、マネージャーの身分証明書またはパスポートのコピー
- (vi) 十分な資金があることを示した直近の銀行残高明細書。その他の資金証明として定期預金証書、ASB² 証書なども提出できる。

b. 株主・取締役の情報・書類

- (i) 株主・取締役の詳細履歴書
- (ii) 株主・取締役の身分証明書またはパスポートのコピー

² ASB は、Amanah Saham Bumiputera の略で、ブミプトラユニット投資信託のことである。

- (iii) 各取締役の直近の税務フォーム BE、フォーム EA、税務当局 (IRB) からの課税所得がないことの確認書のいずれかのコピー
- (iv) マレーシア破産局破産課 (Malaysia Department of Insolvency, Bankruptcy Division) が発行する株主、取締役、が破産者ではないことを証明する確認書のコピー
- (v) 取締役が品行方正であることの証明書原本 (弁護士、エンジニア、VIP など取締役を知る者が署名したもの)

証明書書式

http://jtksm.mohr.gov.my/images/pdf/download/aps/permohonan_lesen_untuk_menjalankan_urusan_aps/surat_akuan_kelakua_n_baik.pdf

(ii) から (iv) の書類は、公証人または グレード A (Grade A) 以上のマレーシア政府機関の上級担当官が認証したものでなければならない。

c. エージェンシーの保証人の情報・書類

申請には 2 名のマレーシア人の保証人が必要である。保証人の申請に必要な書類は、下記のとおりである。

- (i) 保証人としての宣誓書原本

宣誓書書式

http://jtksm.mohr.gov.my/images/pdf/download/aps/permohonan_lesen_untuk_menjalankan_urusan_aps/surat_akuan_penjamin.pdf

- (ii) 保証人の身分証明書のコピー
- (iii) 各保証人の直近の税務フォーム BE、または IRB からの確認書のコピー
- (iv) マレーシア破産局が発行する破産者ではないことの宣誓書または確認書原本

(i) から (iii) の書類は、公証人またはグレード A 以上のマレーシア政府機関の上級担当官が認証したものでなければならない。

d. 事業提案書

申請者は事業提案書を提出し、どのように PEA 事業を遂行するかを説明する。事業提案書は、下記事項により構成する。

- (i) 登録する職種
- (ii) どの地域からの求職者の登録が見込まれるか
- (iii) 雇用主の種類およびどの地域に求職者が斡旋されるか
- (iv) 雇用主または求職者に請求される料金の種類およびレート
- (v) 最初の 6 カ月の売上・支出予測（キャッシュフロー）
- (vi) 資本の証明

申請書 3 部を下記所轄の労働力局本局に提出する。

半島マレーシアに所在する場合

Manpower Department Peninsular Malaysia
Ministry of Human Resources,
Level 5, Block D3, Complex D,
Federal Government Administrative Centre,
62530, Putrajaya

Telephone: 03-8886 5192
Call Centre: 03-8871 1245 / 603-8871 1246 / 603-8871 1279
Fax: 03-8889 2368
E-mail: jtksm@mohr.gov.my
Website: <http://jtksm.mohr.gov.my/>

サバ州に所在する場合

Manpower Department Sabah (Headquarter)
Tingkat 1, Blok C&D, Bangunan KWSP,
Peti Surat 14557,
88852 Kota Kinabalu, Sabah

Telephone: 088-238755/233820
Fax: 088-242445/235750
E-mail: jtknsabah@mohr.gov.my
Website: <http://jtksbh.mohr.gov.my>

サラワク州に所在する場合

Manpower Department Sarawak
Tingkat 13, Bangunan Sultan Iskandar,
Jalan Simpang Tiga, Kuching,
93532 Sarawak

Telephone: 082-242261
Fax: 082-244909/237051
E-mail: jtknsarawak@mohr.gov.my
Website: <http://jtkswk.mohr.gov.my>

2.5 マレーシア人の求職者を海外に斡旋するための「Endorsan Approval」の申請

PEA ライセンス取得者がマレーシア人の求職者を海外の求人先に斡旋する場合は、労働力局に「Endorsan Approval」（発給認可）の申請が必要となる。

「Endorsan Approval」は、PEA ライセンス取得後、1 年以上事業を行い、実績も良好かつ毎月労働力局への月次報告書を提出している事業者が申請できる。

「Endorsan Approval」申請は、海外の雇用主からの求人依頼と併せて下記事項を提出する。

- 海外の求人者（雇用主）名および住所
- 職種および各職種の求人数
- 募集職種の諸条件
- 海外の雇用主による求人の必要性を示す書類
- 求職者および雇用主が締結する雇用契約書のサンプル

申請書フォーム 3

http://jtksm.mohr.gov.my/images/pdf/download/aps/permohonan_endorsan/brg3_org_luar_negeri.pdf

チェックリスト

http://jtksm.mohr.gov.my/images/pdf/download/aps/permohonan_endorsan/senarai_semakan_endorsan.pdf

「Endorsan Approval」申請は、所轄の労働局本局 PEA ライセンス課に 3 部提出し、PEA ライセンス委員会により審査される。審査の所要期間は約 1 カ月である。

「Endorsan Approval」を受けた PEA は、海外の求人募集についてその都度所轄の労働力局本局に通知し、その求人内容および候補者の氏名を提出し、受領・許可書を得なければならない。

マレーシア人求職者の海外斡旋で必要な入国管理局への申請等は、PEA が全て対応しなければならない。

2.6 ライセンス料、保証金、紹介手数料

2.6.1 ライセンス料

PEA ライセンス料は年間 25 リンギ。支払いは「Ketua Pengarah Jabatan Tenaga Kerj」（Director General of Manpower Department）（労働力局長官）宛、郵便為替または銀行小切手で行う。

2.6.2 保証金

ライセンス料に加えて下記保証金を所轄の労働力局本局に預け入れなければならない。

- (i) マレーシア国内での雇用に関する PEA 認可
会社による保証金 (Cash Bond) 1,000 リンギ
保証人による保証金 (Surety Bond) 5,000 リンギ
- (ii) PEA の「Endorsan Approval」 (発給認可)
(マレーシア人の海外雇用に関する認可)
会社による保証金 (Cash Bond) 5,000 リンギ
保証人による保証金 (Surety Bond) 1 万リンギ

保証金の預け入れは 1 回限りで、PEA ライセンス、「Endorsan Approval」の認可後に行う。

保証金は、労働力局長官宛、郵便為替または銀行小切手で支払う。

2.6.3 紹介手数料

PEA が請求できる登録料および紹介手数料は、以下のように定められている。

(a) 登録料

登録料は下記のように定められている。

- (i) 全ての業種の国内雇用について、12 リンギを超えてはならない。
- (ii) 全ての業種の海外雇用について、20 リンギを超えてはならない。

(b) 紹介手数料

紹介手数料は下記のように定められている。

- (i) 国内雇用については、最初の 1 カ月の給与の 20%を超えてはならない。
- (ii) 海外雇用については、最初の 1 カ月の給与の 25%を超えてはならない。

雇用主が PEA に既に手数料を支払っている場合、求職者は支払わなくてよい。

2.7 PEA ライセンスおよび「Endorsan Approval」の有効期限と掲示

PEA ライセンスは 1 年間有効であり、「Endorsan Approval」の期限は PEA ライセンスの認可期限と同じである。

PEA ライセンスは事業所内の見やすい場所に掲示する必要がある。PEA ライセンスを適切に掲示しないことは、法令違反となる。

2.8 PEA ライセンスおよび「Endorsan Approval」の更新

PEAA 1981 第 11 条により、PEA ライセンスの有効期限の少なくとも 2 カ月前に PEA ライセンスの更新申請を行わなければならない。

「Endorsan Approval」を持つ PEA ライセンス取得者は、PEA ライセンスの更新と共に「Endorsan Approval」の更新申請を行う。

更新申請フォーム 2

http://jtksm.mohr.gov.my/images/pdf/download/aps/permohonan_pembaharuanlesen/brg2_renew_lesen.pdf

フォーム 2 と併せて提出する必要書類は、下記のとおりである。

- (i) 直近の PEA ライセンスのコピー
- (ii) 直近の監査報告書
- (iii) 会社登記所 (Companies Commission of Malaysia : CCM) が認証した直近のフォーム 49
- (iv) CCM が認証した直近の年次報告書およびフォーム 24
- (v) 過去 1 年間分 (ライセンス期間) の人材登録および斡旋の詳細報告書

報告書フォーム

http://jtksm.mohr.gov.my/images/pdf/download/aps/permohonan_pembaharuanlesen/penyata_pendaftaran_lesen.pdf

- (vi) 印紙税納付済みの PEA の社名の入った賃貸契約書または売買契約書等の所有権を示す書類のコピー

必要書類リスト

http://jtksm.mohr.gov.my/images/pdf/download/aps/permohonan_pembaharuanlesen/checklist_renew_edit.pdf

更新申請は、PEA 所在の最寄りの労働力局に提出する。

評価報告書は、最寄りの労働力局が作成し、本局に提出され、審査される。

ライセンス更新認可後に、ライセンス料 25 リンギを労働力局長官名宛、郵便為替または銀行小切手で、最寄りの労働力局で支払う。小切手または現金は受け付けていない。

2.9 事業所の査察

PEA ライセンスの新規および更新申請の際には、最寄りの労働力局によって事業所の査察が行われる。

PEA ライセンス新規申請時の査察は、基本的に、事業所が適切な場所に立地することを徹底し、新規参入する PEA がその地域の既存の PEA の事業に悪影響を与えないことを確保するものである。

PEA ライセンス更新時の査察は、その事業所で事業が実際に行われていることを確認するためである。

さらに不定期に事業所の査察が行われる場合もある。過去 5 年間分の関係書類および月次報告書は全て、事業所に保管しておかなければならない。（「2.9 認可取得後の義務」参照）

2.10 認可取得後の義務

2.10.1 月次報告書

PEA は最寄りの労働力局に人材紹介事業の詳細につき該当する所定のフォームを使用し、月次報告書を作成・提出しなければならない。

月次報告書に関する各種フォーム

- http://jtksm.mohr.gov.my/images/pdf/download/aps/permohonan_pembaharuan Lesen/penyata_pendaftaran Lesen.pdf
- http://jtksm.mohr.gov.my/images/pdf/download/aps/borang_laporan bulanan_aps/borang5.pdf
- http://jtksm.mohr.gov.my/images/pdf/download/aps/borang_laporan bulanan_aps/borang6.pdf
- http://jtksm.mohr.gov.my/images/pdf/download/aps/borang_laporan bulanan_aps/jadual1.pdf
- http://jtksm.mohr.gov.my/images/pdf/download/aps/borang_laporan bulanan_aps/jadual2.pdf
- http://jtksm.mohr.gov.my/images/pdf/download/aps/borang_laporan bulanan_aps/jadual3.pdf
- http://jtksm.mohr.gov.my/images/pdf/download/aps/borang_laporan bulanan_aps/jadual4.pdf

2.10.2 PEA の社名、住所、資本構成、取締役、保証人の変更

(i) PEA の社名変更

労働力局本局への書面通知が必要であり、CCM が認証したフォーム 13(社名変更の登記書)を添付して提出する。この通知のコピーを最寄りの労働力局にも提出する。

(ii) 住所の変更

PEA がライセンスに記載されている住所以外に移転する場合は、事前認可が必要である。住所変更の申請は最寄りの労働力局に提出し、申請書のコピーを所轄の労働力局本局にも提出する。

住所変更チェックリスト

http://jtksm.mohr.gov.my/images/pdf/download/aps/lain-lain_borang/tukar_premis.pdf

認可までの所要期間は、申請書が受理されてから約 1 ヶ月である。

(iii) 資本構成・取締役の変更

資本構成、株主、取締役を変更する場合、変更日から 14 日以内に所轄の労働力局本局長官への書面通知が必要である。

これらの変更は、ライセンスの要件であるマレーシア資本 51%以上、外国資本 49%以下を遵守し、さらに、取締役の構成は、資本構成を反映するものでなければならない。（「2.3.2 株主と取締役会」参照。）

変更通知チェックリスト

http://jtksm.mohr.gov.my/images/pdf/download/aps/lain-lain_borang/tukar_lembaga_pengarah.pdf

(iv) 保証人の変更

変更日から 14 日以内に所轄の労働力局本局長官への書面通知が必要である。

保証人変更通知チェックリスト

http://jtksm.mohr.gov.my/images/pdf/download/aps/lain-lain_borang/tukar_penjamin.pdf

SECTION 3: 人材紹介エージェンシー (PEA) による求人広告に関するガイドライン

PEAA 1981 第 7 条により、PEA ライセンス取得者のみが求人広告を掲載することができる。ライセンスを取得していない者による求人広告掲載は、PEAA 1981 第 32 条(1)に基づき罰せられる。

上述セクション 2.5 (「マレーシア人の求職者を海外に斡旋するための「Endorsan Approval」の申請」) のとおり、「Endorsan Approval」を持つ PEA ライセンス取得者は、所轄の労働力局本局に海外求人の内容について通知を行い、受領・許可書を得なければならない。また、その求人広告掲載については、事前認可が必要である。

PEA が求人広告を掲載する際には、下記事項を記載する。

- (i) PEAの社名
- (iii) PEAの電話番号、事業所住所、ウェブサイトアドレス
- (iv) PEA ライセンス番号 (労働力局の登録番号)
- (iv) PEAライセンスの有効期限
- (v) 求人の役職名 (2名以上の求人の場合、低い役職名から高い役職の順序で記載する。)
- (vi) 給与額
- (vii) 求人数、資格、要件、雇用条件

求人広告に関するガイドライン

<http://jtksm.mohr.gov.my/images/pdf/aps/gp-iklan-jawatan-kosong-akhbar2.pdf>

SECTION 4: 人材紹介エージェンシー (PEA) 閉鎖に関するガイドライン

PEA が事業を終結する場合は、所轄の労働力局本局長官に事業閉鎖の申請を行わなければならない。

必要な書類は、下記のとおり。

- (i) PEA の事業閉鎖の申請レター
- (ii) PEA の事業閉鎖を通知する新聞広告
- (iii) 保証金の領収書原本

領収書原本を紛失した場合、申請者は下記ウェブサイトのフォームを使用して、保証金返金の申請できる。

http://jtksm.mohr.gov.my/images/pdf/download/aps/penutupan_agensi/bon_ganti_rugi.pdf

- (iv) ライセンス原本
- (v) 宣誓書

宣誓書書式

http://jtksm.mohr.gov.my/images/pdf/download/aps/penutupan_agensi/surat_sumpah.pdf

- (vi) 会社登記所 (Companies Commission of Malaysia : CCM) からの閉鎖 (清算) 証明 (PEA の閉鎖 (清算) が完了してからでよいとされている。)
- (vii) PEA 銀行口座閉鎖を証明する書類
- (viii) 保証金の返金受領者の氏名および銀行口座番号

事業閉鎖申請チェックリスト

http://jtksm.mohr.gov.my/images/pdf/download/aps/penutupan_agensi/semakan_permohonan_penutupan_agensi.pdf

SECTION 5: 人材紹介エージェンシー (PEA) 事業に必要なその他のライセンスおよび許認可

PEA 事業に必要なその他のライセンスおよび認可は、以下のとおりである。

5.1 サービス税ライセンス

PEA ライセンス取得者による事業は、1975 年サービス税規則 (Service Tax Regulations 1975) ³第 2 表に記載されているサービスの 1 つである。従って PEA はサービス税ライセンスを取得しなければならない。

しかしながら、短期の人材派遣および外国雇用斡旋 (「Endorsan」) の事業については、サービス税の対象となっていない。

サービス税の税率は現行 6% であり、徴収した税金は 2 カ月の課税期間終了日より 28 日以内に 税関(Customs Department) に納付しなければならない。

サービス税ライセンスの申請は、税関フォーム JKED No.1 (2 部) を使用し、必要書類と併せて PEA の事業所が所在する最寄りの税関⁴ 間接税課 (サービス税) に提出する。

サービス税ライセンスのガイドライン

http://www.kastamselangor.gov.my/index.php?option=com_content&task=view&id=89&Itemid=100

必要書類リスト

<http://www.customs.gov.my/index.php/en/component/content/article/46-cukai-perkhidmatan/109-service-tax-legislation?tmpl=component&print=1&page=>

サービス税ライセンスは下記ウェブサイトからオンラインでの申請も可能である。

<http://jkdm.customskl.gov.my/elesen/src/index.php>

5.2 ビジネスライセンス

PEA は、事業所所轄の地方自治体から事業所施設およびサインボードについてビジネスライセンスを取得しなければならない。

ビジネスライセンスの申請手続きおよび要件は自治体により一部異なるが、一般的に必要な書類は下記のとおりである。

³ 1975 年サービス税規則 (Service Tax Regulations 1975) 第 2 表

http://www.customs.gov.my/documents/Bahagian%20CD/Jadual%20Kedua%20ACP%20Lampiran%20V_L.pdf

⁴ 税関事務所のリスト

<http://www.customs.gov.my/index.php/en/contact-us/direktori/states-customs-directory>

- 会社定款のコピー
- フォーム 9 (会社設立登記書) のコピー
- フォーム 49 (取締役、マネージャー、会社秘書役のリスト)
- 事業所の周辺図およびレイアウト図面のコピー
- 印紙税納付済みの売買契約書のコピー (オーナーの場合)、または賃貸契約書 (賃貸の場合)
- 建物使用許可書のコピー (Certificate of Fitness : CF または Certificate of Completion and Compliance : CCC)
- 消火器領収書のコピー
- 納付済み土地に関する固定資産税のコピー
- 直近の建物に関する固定資産税のコピー

申請フォームは所轄の地方自治体のウェブサイトまたは窓口より入手する。

ガイドラインおよび申請フォーム

<http://www2.epbt.gov.my/portal/?rid=forms&id=LESEN>

5.3 雇用パスの認可

PEA の会社で外国人を雇用する場合、入国管理局より雇用パスを取得しなければならない。

入国管理局は申請者の会社に下記の要件を課している。

- | | | |
|------|---------------------------|----------------------|
| (i) | 最低払込資本金 | |
| | • 外資とマレーシアの合弁の場合 | 35 万リンギ |
| | • 「キーポスト」 (重要な役職) を申請する場合 | 50 万リンギ
(外国資本払込分) |
| (ii) | 駐在員の給与 | 最低月額 5,000 リンギ |

雇用パス申請は、下記の入国管理局に行く。

The Secretariat
Expatriate Committee
Employment Pass Division
3rd Floor, Block 2G4 (Podium), Precinct 2
Federal Government Administrative Centre
62550 Putrajaya

電話: 03-8880 1000
ファックス: 03-8880 1200
ウェブサイト: <http://www.imi.gov.my>

雇用パス申請のガイドライン

<http://www.imi.gov.my/index.php/en/main-services/expatriate>

5.4 PEA の被雇用者の資格要件

PEAA 1981 は、株主、取締役を除いて、PEA に雇用される全てのレベルの被雇用者に特定または最低の資格要件を課していない。

駐在員を含む被雇用者の資格要件は、PEA 経営陣の方針による。

5.5 外国資本参入に対する優遇措置

マレーシアにおける人材紹介業、人材派遣業について、マレーシア資本、外国資本のいずれに対しても特別な優遇措置はない。

SECTION 6: 人材紹介会社・人材派遣会社のリスト

6.1 PEA ライセンス取得者リスト

http://jtksm.mohr.gov.my/images/pdf/aps/agensi_berdaftar.pdf

6.2 「Endorsan Approval」をもつ PEA ライセンス取得者リスト

http://jtksm.mohr.gov.my/images/pdf/aps/senarai_lulus_endorsan.pdf

SECTION 7: 所轄官庁、業界団体、協会等の問い合わせ先

所轄官庁、業界団体、協会等の問い合わせ先は、下表のとおりである。

No.	所轄官庁・業界団体・協会	問い合わせ先
1.	人的資源省 Ministry of Human Resources	Level 6-9, Block D3, Complex D Federal Government Administrative Centre 62530 Putrajaya Telephone : 03-8886 5000 Fax : 03-8889 2381 Website : http://www.mohr.gov.my
2.	半島マレーシア労働力局本局 Department of Labour Peninsular Malaysia	Level 5, Block D3, Complex D Federal Government Administrative Centre 62530, Putrajaya Telephone : 03-8886 5192 Fax : 03-8889 2368 Website : http://jtksm.mohr.gov.my/
3.	サバ州労働力局本局 Department of Labour Sabah (Headquarters)	Level 1, Block C&D, Bangunan KWSP, Peti Surat 14557, 88852 Kota Kinabalu, Sabah Telephone : 088-238755/233820 Fax : 088-242445/235750 Email : jtknsabah@mohr.gov.my Website : http://jtksbh.mohr.gov.my
4.	サラワク州労働力局本局 Department of Labour Sarawak Headquarters	Level 13, Bangunan Sultan Iskandar, Jalan Simpang Tiga, Kuching, 93532 Sarawak Telephone : 082-242261 Fax : 082-244909/237051 E-mail : jtknsarawak@mohr.gov.my Website : http://jtkswk.mohr.gov.my
5.	サバ・サラワク以外の労働力局 事務所 Respective Manpower Offices excluding Sabah & Sarawak	下記ウェブサイトを参照。 http://jtksm.mohr.gov.my/index.php?option=com_content&view=article&id=133&Itemid=155&lang=ms

No.	所轄官庁・業界団体・協会	問い合わせ先
6.	入国管理局 Immigration Department	Expatriate Service Immigration Department Headquarters No. 15, Level 1-7 (Podium) Persiaran Perdana Presint 2 62550 Putrajaya Tel : 03-8880 1000 Fax : 03-8880 1200 Website : http://www.imi.gov.my/index.php/en/
7.	内務省 Ministry of Home Affairs	Block D1 & D2, Complex D, Administrative Center, Federal Territory, 62546 Putrajaya Telephone : 03 8886 8000 Fax : 03 8889 1613 Website : http://www.moha.gov.my
8.	マレーシア税関本局 Royal Malaysia Customs Department Headquarters	Ministry of Finance Complex No.3 Persiaran Perdana Federal Government Administrative Centre 62550 Putrajaya Telephone : 03-8882 2100 Fax : 03-8889 9501 Website : http://www.customs.gov.my
9.	税関事務所 Respective Customs Department offices	下記ウェブサイトを参照。 http://www.customs.gov.my/index.php/en/contact-us/direktori/states-customs-directory
10.	会社登記所 Companies Commission of Malaysia	Menara SSM@Sentral No 7, Jalan Stesen Sentral 5 Kuala Lumpur Sentral 50623 Kuala Lumpur Telephone : 03-2299 4400 Fax : 03-2299 4411 Website : http://www.ssm.com.my/en

No.	所轄官庁・業界団体・協会	問い合わせ先
11.	マレーシア破産局 Malaysia Department of Insolvency	Level 2-3, Bangunan Hal Ehwal Undang-Undang, Precint 3, Federal Government Administrative Centre 62692 WP Putrajaya Telephone : 03-8885 1000 Fax : 03-8885 1303 Website : http://www.insolvensi.gov.my
12.	地方自治体 Respective City Hall/ Municipal Council/Local Authorities	下記ウェブサイトを参照されたい。 http://www2.epbt.gov.my/portal/?rid=senaraipbt
13.	マレーシア全国人材紹介エージェンシー協会 Malaysia National Association of Employment Agencies	No. 18-2, 2nd Floor, Jalan 4/93A, Warisan Cityview, Off Batu 2 ½, Jalan Cheras, 56100 Kuala Lumpur, MALAYSIA Telephone : 603-2144 7777 Fax : 603-2141 1175 e-mail : pikap.malaysia@gmail.com Website : http://www.pikap.org.my/

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、ビジネス情報サービス部で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。